

非上場企業様向け

スキーム
M&A 手法を解説！

識学 M&A 講師監修



相対取引

M&A の手法である「株式譲渡」の中でもいくつか手法が分かれていますが、中でも相対取引は非上場企業と M&A をする上でよく使われる手法のうちの 1 つです。

そもそも株式譲渡とは、文字通り株主が持つ株式を譲渡してもらうことです。基本的には 100% 取得を目指し、それ以下は検討しない事が多いです。

ただ、非上場企業は市場に株式を公開していない為、市場で売買出来ません。そこで使われる手法が相対取引です。

相対取引では、売り手と買い手が当事者同士で価格や株式の売買数量を決めて取引をします。市場での取引の場合、大口の取引をすると株価が大きく変動し、最終的に買収にいくらかかるか読めない部分が出てきます。その点、相対取引では予め決めた価格で取引が出来るので市場での売買に比べて低リスクで買収が出来るといえます。



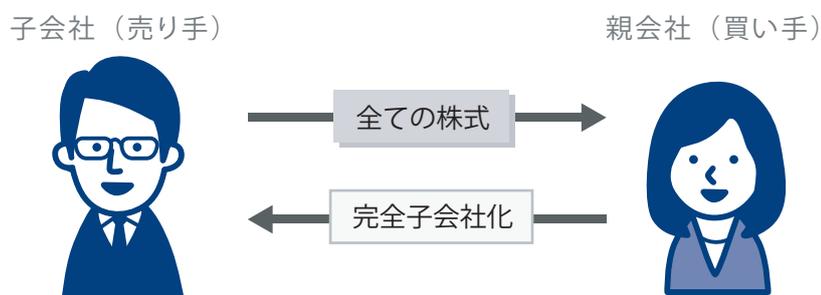
株式交換

発行済の株式を、全て他の株式会社、または合同会社に取得させる手法です（子会社側は株式会社のみ）。株式を取得した会社は完全親会社となるので、他社を完全子会社化するための手法として使用されることもあります。

親会社となる企業が自社の株式を対価として、相手企業の株式と交換する手法です。親会社側（買い手）は、買収のために対価となる新株を発行すれば良いので、多額の資金を用意する必要がないというのはメリットです。

また、株主の 2/3 以上の同意が得られれば、少数株主の賛同を得られなくても完全子会社化できます。

M&A をする上で大変な作業である経営統合に関して、この手法でなら子会社側（売り手）がそのまま法人として残るため、慌てて行う必要がないというところも、魅力的なメリットでしょう。



吸収合併と少し似ていますが、吸収合併は2つ以上の法人が合併して1つの法人になる（吸収される側の法人格は消滅する）のに対し、株式交換では法人格は消滅しない、という点が大きな違いです。

事業譲渡

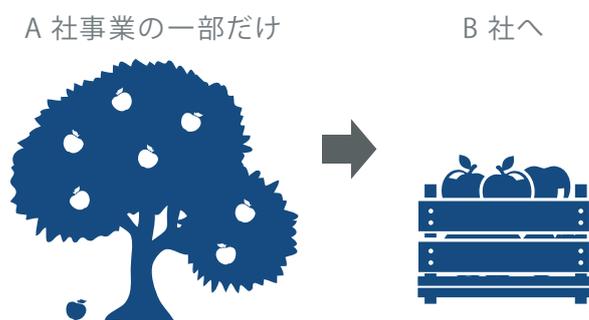
会社における事業の全部または一部を譲渡する手法です。事業規模の拡大や新規事業の獲得、人材や技術を取得するなどの目的で行われます。ただし、事業を譲渡しても従業員は残すという選択肢もあります。

今回前述した手法とは異なり、株式の移転などはありません。そのため株式の比率は基本的に問題にならず、譲渡事業以外の経営権は変わらないのが特徴です。

特に売り手企業にとって、事業の売却金で新しい事業を始めるにあたり法人格が残ったままのため、新たに会社を設立するより手間を省くことが出来るのは事業譲渡をする上での大きなメリットと言えます。

買い手企業にとっても、新規事業を低コストで始められる他売り手の債務を引き継ぐ必要もありません。個別に契約を結び直す必要はありますが、欲しい人材と取引先を獲得できるという点も事業譲渡ならではのメリットです。

またのれんは税務上 5 年間にわたり償却しますが、償却した金額は税務上の損金として扱われるので、節税効果も期待できます。



今回ご紹介させて頂いたのは、数ある手法の中のほんの一部にすぎませんがこれだけでも知っているかどうかで M&A の満足度に大きく影響します。自分と相手の会社の状況を踏まえた上で、適切な手法を選択するということが何よりも大切です。その判断が出来るようになるために、まずは知識が必要です。

自力で M&A をする場合だけでなく、仲介業者をお使いになる際であっても最終的に決断をし、責任を負うのは「経営者様ご自身」です。納得のいく取引のために、識学で M&A の深い知識を身につけませんか？

識学では、M&A トレーニングの
無料トライアルを実施中です！

詳細は QR コード又は電話番号からご覧頂けます。
お気軽にお問い合わせください！

営業時間：平日 10:00~17:30 TEL：03-6821-7488
https://corp.shikigaku.jp/service/ma/training_introduce

